

## 塩竈市復興推進計画

平成28年10月12日

宮城県塩竈市

### 1. 計画の区域

塩竈市全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の巨大地震と大津波により、本市は甚大な被害を受け、死者・災害関連死は65名、被災家屋は13,333軒（うち、全壊した家屋は1,017軒）にも上った。被害額は約1,216億円に達し、更に被災後に最大で46箇所の避難所に8,771人の市民が避難を強いられる等、市民生活に大きな影響を与えた。

また、本市の重要な産業である水産業及び関連する産業である水産加工業は主要な工場や事業所等が震災により甚大な被害を受け、震災以前の取引関係を維持することが困難な状況にあり、早急に生産活動を震災以前の水準に戻すことが必要不可欠である。

このような中で、宮城県が策定した「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年10月）では、本市を含む5地域への水産関連産業の集積を図るとともに、HACCP対応施設を整備し輸出拡大の取り組みの支援等を実施し、競争力のある水産業の形成を目指している。また、本市が策定した「塩竈市震災復興計画」（平成23年12月）においても、本市の基幹産業たる水産関連産業の早期経営再建を促進し、津波により壊滅的な被害を被った三陸沿岸の水産業・水産加工業の復興の牽引役としての役割を果たすとされている。

かかる状況下、本市において、新たな水産加工品の製造及び同製品の輸出等を企図する新たな付加価値を創出する水産加工業に係る設備投資の支援を通じ水産加工業の集積・振興を図り、本市の水産業及び関連する産業の体質の強化を図ることを目標とする。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での水産業及び関連する産業の体質強化を図るため、本市の中核的産業である水産加工業について、立地企業の水産練り製品製造工場の整備を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社高浜（以下「対象事業者」という。）が、カニ風味蒲鉾等水産練り製品製造工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

「平成25年度塩竈市統計書」によれば、本市の水産練り製品の製造品出荷額は157億円であり、対象事業者はかかる製造品出荷額の21%を占める中核的な規模を有する事業者である。

本事業は、笹蒲鉾等の焼き蒲鉾の生産が中心である本市の現況に対し、塩竈港等被災地域を含む東日本太平洋沿岸部で水揚げされた魚類等を活用し、新たにカニ風味蒲鉾等水産練り製品の製造を企図するものである。安心・安全な商品を求める消費者ニーズ及びカニ風味蒲鉾につき海外でも人気が高いことを踏まえ、HACCP認証を取得の上、市場拡大が見込まれる中国及び東南アジアに加え、輸入規制上同認証取得が求められる欧州への製品輸出実施を計画しており（本事業による海外売上高増：年500百万円程度を想定）、斯かる海外市場への先導的且つ果敢な取り組みにより本市における水産加工業の高度化への寄与が期待される。

また、「水産業の振興に関する基本的な計画」が定める水産加工品出荷額の平成29年目標値たる2,582億円（平成24年実績1,400億円）、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」（平成27年度改定）が定める県産農林水産品の新規輸出事業者数の平成29年目標値たる30事業所（平成20年実績3事業所）、及び「塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年3月）が定める本市における水産加工品生産高の平成31年目標値たる600億円（平成26年実績553億円）、の達成に向けた貢献が見込まれる。

なお、投資規模は対象事業者の平均減価償却費を上回っている。

以上により、本事業は本市の中核的産業である水産加工業において、欧州への輸出を企図する等新たな付加価値を創出するとともに、製造品出荷額を押し上げ、且つ雇用促進等に寄与するものであり、計画の目標にある「水産加工業の集積・振興を図り、本市の水産業及び関連する産業の体質の強化を図る」ために必要且つ有効である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第2号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社日本政策投資銀行

株式会社岩手銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

東日本大震災に伴う本市の基幹産業たる水産加工業の施設・設備の被災等により、製造・出荷能力が低下し地域経済に多大な影響があったところ、地域における新たな水産加工品の製造及び同製品の輸出を企図する等新たな付加価値を創出するとともに、本市の水産加工業に係る製造品出荷額の拡大及び雇用促進等が見込まれる本事業の実施により、本市における水産業及び関連する産業の体質の強化を通じた本市の一層の復興の推進及び活力再生が期待される。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。また、本市、株式会社日本政策投資銀行、株式会社岩手銀行、対象事業者を構成員とする塩竈市復興推進計画地域協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。